

## 「特別定額給付金」の

申請を受け付けています

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、給付対象者1人当たり10万円の給付事業を行っています。5月15日より順次、振り込みを開始していますが、受給を希望し、これから申請をする方は、受付期間内に、申請してください。

### 受給対象者

令和2年4月27日において二本松市の住民基本台帳に登録されている方の  
 ※4月27日に生まれた方は、出生届を28日以降に提出しても受給の対象となります。

### 給付額

1人当たり10万円

### 申請方法

次のいずれかの方法で、世帯主がまとめて申請してください。

#### (1) 郵送申請方式

二本松市から郵送された特別定額給付金申請書に振込先口座情報を記入の上、次の書類を添付し、返信用封筒にて返送してください。

- ① 運転免許証の写し等の本人確認書類
- ② 口座情報が確認できる通帳等の写し

#### (2) オンライン申請方式

マイナポータル上の申請画面から世帯主や世帯員の情報、振込先口座情報を入力し、振込先口座情報の確認書類をアップロードの上、電子申請を行うてください。

※オンライン方式は、マイナンバーカードを持っている方のみ利用できます。

受付期間 8月11日(火)まで

8月11日まで！  
添付書類を  
お忘れなく!!

#### ◎問い合わせ先

特別定額給付金係

☎(24) 51811

Fax (22) 7023



新型コロナウイルス感染症の状況は、日々変化します。

最新の情報については、市ウェブサイトでお知らせしていますので、ご確認ください。

市ウェブサイト  
新型コロナウイルス感染症関連ページ



スマートフォン用



携帯電話用

#### 【相談窓口】

- ◎帰国者・接触者相談センター(24時間) ☎0120(567)747
- ◎福島県一般相談(コールセンター) ☎0120(567)177  
(平日8:30~21:00 土日祝日8:30~17:15)
- ◎二本松市新型コロナウイルス感染症相談センター ☎(55)5109  
(健康増進課 平日8:30~17:00)

※感染症は、どんなに予防をしても、誰でもかかる可能性があります。感染者の方やそのご家族に対して、差別をしない、させないようお願いいたします。



# 子育て世帯へ

## 「臨時特別給付金」を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て家庭の生活を支援するため、児童手当を受給する世帯（特例給付受給者を除く）に対して給付金を支給します。



### 支給額

対象児童1人当たり1万円

### 支給対象者

対象児童に関する令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当受給者

### 対象児童

平成16年4月2日～令和2年3月31日までに生まれた子ども

### 申請方法

【一般支給対象者】

申請は不要です。

公務員以外の支給対象者には、5月11日付けで案内通知を送付しています。

通知の到達をもって支給の決定となります。なお、通知が到達していない場合は、下記までご連絡ください。

支給日 6月10日（水）

※児童手当受給口座に振り込みます。

### 【公務員支給対象者】

申請が必要です。

住民票のある市町村に申請書を郵送してください。なお、申請には、勤務先の証明が必要になりますので、詳細については、勤務先にご確認ください。

申請期限 9月30日（水）

支給時期 申請月の翌月

### ◎問い合わせ...

子育て支援課子ども家庭係

☎(22)5094

Fax(22)1547

それ、給付金を装った詐欺  
かもしれません！

特別定額給付金の制度に  
便乗した詐欺にご注意くだ  
さい。

市町村や総務省などが現  
金自動預払機（ATM）の操  
作をお願いすることは、絶  
対にありません。

市町村や総務省などが  
「特別定額給付金の給付の  
ために、手数料の振り込み  
を求めることも、絶対にあ  
りません。

あやしい電話が掛かって  
きたり、郵便やメールが届  
いたら、左記までご連絡く  
ださい。

### ◎連絡先...

二本松警察署

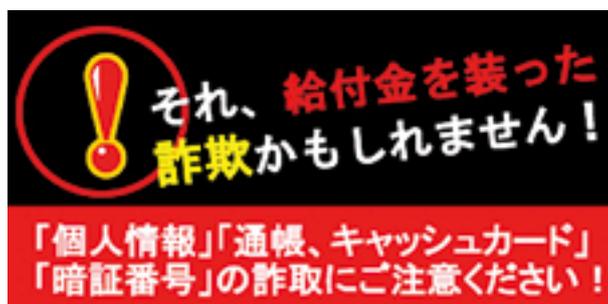
☎(23)1212

「3つの密」を避け、大勢の人が集まるような、密集した場所には行かないようにしましょう。

密閉空間

密集場所

密接場面



# 中小企業者の皆さんへ

## 新型コロナウイルス感染症対策支援



### 経営回復事業補助金

売上高等が減少している市内中小企業者等の経営を支援します。

#### 補助対象事業

経営を回復させるために新たに作り組む次の事業

- ・ 売上げ回復事業（新商品開発費、ホームページおよびネットショップ開設費、デリバリーおよびテイクアウトの実施に係る経費）
- ・ 衛生環境改善事業（感染症予防および拡大防止のための衛生設備設置費）

※令和2年4月1日から令和3年3月31日までに実施する事業であること。

**補助限度額** 30万円

#### 補助対象者

中小企業者で、市内に事業所を有する法人か、市内に事業所を有し市内に在住の方、または、前述に記載のある者を構成員とする任意団体等

### 補助対象業種

小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業等）、娯楽業、道路旅客運送業

**募集期間** 5月15日（金）～6月30日（火）

午前9時～午後5時

※土・祝日を除く。

#### その他

4月1日以降に実施された事業について、さかのぼって対象とすることができます。

### 資金融資信用保証料補助金、

### 利子補給補助金

資金の融資等を受けた市内の中小企業者等に対しての資金繰り支援として「信用保証料」ならびに「利子」に対し一部を補助します。

### 【信用保証料補助金】

### 補助対象融資

- ・ 福島県緊急経済対策資金
- ※運転資金と設備資金を合わせ

※8千万円を限度とする。

### 補助対象者

令和2年3月5日から令和3年3月31日までの間に資金の融資を受けた市内中小企業者等

**補助限度額** 40万円

### 【利子補給補助金】

### 補助対象融資

- ・ 福島県緊急経済対策資金
- ・ 金融機関が取り扱う新型コロナウイルス感染症に係る資金等

※運転資金と設備資金を合わせ

※8千万円を限度とする。

### 補助対象者

令和2年1月29日から令和3年3月31日までの間に資金の融資を受けた市内中小企業者等

### 補助額

年利3%以内の利子額（延滞利子を除く）

### 交付期間

融資を受けた日から3年間

### 経営持続支援金

新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上高等が減少している、市内に店舗等を持つ中小企業者等の経営を支援します。

5月7日から受け付けを開始した支援内容から対象業種を拡大しています。

### 交付対象者

申請日時点において、3カ月以上継続して営業し、申請日が属する月の前2カ月の売上高等の合計が前年同期の合計と比して20%以上減少している中小企業者

### 申請期間

7月31日（金）まで【必着】

平日 午前9時～午後5時

日曜 午前8時30分～正午

※土・祝日は受け付けしません。

※郵送申請にご協力ください。

### 【店舗等支援金】

宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、運輸業、小売業、卸売業、製造業、不動産業、賃貸業、学習支援業、療術業、その他サービス業等を経営する方へ、支援金を交付します。

**交付額** 1店舗当たり10万円  
※店舗が複数ある場合は最大20万円

**【宿泊業支援金】**  
旅館等の宿泊業を営む方へ、支援金を交付します。

施設の 収容人員	交付額
50人 未満	10万円
50人以上 150人未満	20万円
150人 以上	30万円

### 【家賃等支援金】

飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、運輸業、小売業、卸売業、製造業、不動産業、賃貸業、学習支援業、療術業、その他サービス業等を営む方へ、家賃等に対する支援金を交付します。

### 交付額

1店舗当たり月額家賃等の2分の1（千円未満切り捨て、5万円を限度）×4カ月

※最大20万円

※店舗が複数ある場合は最大40万円

◎問い合わせ・申請先：

商工課商工振興係

☎(55)5120

Fax(22)8533

**国民健康保険・後期高齢者医療被保険者に対する傷病手当金の支給について**

新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、その療養のため労務に服することができなかつた期間について、一定の要件を満たしている場合、傷病手当金を支給します。

**対象者**

次の全てに該当する方

- ① 二本松市国民健康保険または福島県後期高齢者医療制度の被保険者の方
- ② お勤め先から給与の支払いを受けている方(被用者)
- ③ 新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができなかつた方

**支給対象となる日数**

労務に服することができなかった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日数

**適用期間**

令和2年1月1日から9月30日の間で、療養のため労務に服することができない期間

(ただし、入院が継続する場合等は最長1年6カ月まで) **支給額**

$$\frac{\text{直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額}}{\text{就労日数}} \times \frac{2}{3} \times \text{支給対象となる日数}$$

※給与等の全部または一部を受け取ることができるときは、支給額が調整され、支給されない場合があります。  
**申請方法**

申請を希望する場合は、左記までお問い合わせください。

◎問い合わせ:

・国民健康保険

国保年金課国保年金係

☎(55) 5106

Fax(22) 1547

・後期高齢者医療

国保年金課医療給付係

☎(55) 5107

Fax(22) 1547

**国民年金保険料免除申請について**

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として、本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能です。

**対象者**

次の全てに該当する方

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少のある方
- ② 所得が相当程度まで下がった方

**申請の対象となる期間**

令和2年2月分～6月分

※学生納付特例の場合は令和3年3月分まで

詳しくは、左記までお問い合わせください。

◎問い合わせ:

・国民年金課

国保年金課国保年金係

☎(55) 5106

Fax(22) 1547

・東北福島年金事務所

☎024(535)0141

Fax 024(535)3529

**生活費(緊急小口資金・総合支援資金)の特例貸付**

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金でお悩みの世帯へ特例貸付を実施しています。

**【緊急小口資金】**

主に休業された、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯へ、少額の費用の貸し付けを行っています。

**貸付上限額**

・学校等の休業、個人事業主等の特例の場合

20万円以内

・その他の場合

10万円以内

**据置期間** 1年以内

**償還期限** 2年以内

**貸付利率** 無利率

**保証人** 不要

**【総合支援資金】**

主に失業された、生活に困窮する世帯へ、生活再建までの間に必要な生活費用の貸し付けを行っています。

**貸付上限額**

・2人以上の世帯

20万円以内

・単身世帯 15万円以内

※貸し付け期間は、原則3カ

月以内です。

**据置期間** 1年以内

**償還期限** 10年以内

**貸付利率** 無利率

**保証人** 不要

◎問い合わせ:

・二本松・安達地域

二本松市社会福祉協議会

☎(23) 8262

・岩代地域

二本松市社会福祉協議会

岩代支所

☎(65) 2003

・東和地域

二本松市社会福祉協議会

東和支所

☎(66) 2522

